

賃金引き上げに向けた取り組みをお願いします

厚生労働省は、平均的な賃金額を周知し、賃金の引き上げに向けた取り組みをお願いしています。
この資料を参考に、賃金引き上げをご検討ください。

岩手県「一般労働者^{注1、2}」の平均的な賃金額（年齢別、3年平均）

岩手県	産 業 計			産業計		
	所定内給与 (月額)	所定内給与 (時給 注3)	年間賞与等 特別給	所定内給与 (月額)	所定内給与 (時給)	年間賞与等 特別給
合 計	千円 253.8	円 1,526	千円 653.4	千円 253.8	円 1,526	千円 653.4
～19歳	171.0	1,022	117.9	171.0	1,022	117.9
20～24歳	193.0	1,163	384.6	193.0	1,163	384.6
25～29歳	217.2	1,311	555.0	217.2	1,311	555.0
30～34歳	232.0	1,406	616.4	232.0	1,406	616.4
35～39歳	248.5	1,497	665.6	248.5	1,497	665.6
40～44歳	266.6	1,596	741.9	266.6	1,596	741.9
45～49歳	281.4	1,681	786.8	281.4	1,681	786.8
50～54歳	287.2	1,713	826.5	287.2	1,713	826.5
55～59歳	286.0	1,716	779.0	286.0	1,716	779.0
60～64歳	240.7	1,453	478.8	240.7	1,453	478.8
65～69歳	216.4	1,325	344.7	216.4	1,325	344.7
70歳～	241.6	1,510	331.3	241.6	1,510	331.3

(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(以下の表も同じ。)

- (注) 1. 「(一般労働者)都道府県別第1表 都道府県、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」の、都道府県ごとの産業別の2021～2023年の3年間の数値を平均したものです。
2. 「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいいます。
「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいいます。
3. 「所定内給与(時給)」は、「所定内給与額」を「所定内実労働時間」で除したものです。(次表も同じ。)

岩手県「短時間労働者」の平均的な所定内給与額（産業別、3年平均）

岩手県	産 業 計	産業計
1時間当たり 所定内給与額	円 1,160	円 1,160

「(短時間労働者)都道府県別第1表 短時間労働者の都道府県別1時間当たり所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」の、都道府県ごとの「企業規模計(10人以上)産業計」と産業別の「1時間当たり所定内給与額」について、2021～2023年の3年間の数値を平均したものです。

岩手県「職種」別の平均的な賃金額注1（一般労働者、3年平均）

職 種 注2	平均年齢	所定内給与 (月額)	所定内給与 (時給)	年間賞与等 特別給
	歳	千円	円	千円
生産工程従事者	42.4	224.8	1,365	570.2
専門的・技術的職業従事者	44.0	295.7	1,778	877.8
事務従事者	43.6	247.2	1,508	732.9
サービス職業従事者	44.1	211.9	1,284	404.7
建設・採掘従事者	48.5	252.8	1,478	552.7
運搬・清掃・包装等従事者	47.7	213.5	1,286	402.4

- (注) 1. 「(一般労働者)都道府県別第2表 都道府県、職種(大分類)、性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(産業計)」または「(一般労働者)都道府県別第3表 都道府県、職種(特掲)、性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(産業計)」の、都道府県ごとの職種別の2021~2023年の3年間の数値を平均したものです。
2. 赤字の職業は職業大分類です。

「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組んでいます。

年収の壁・支援強化パッケージの詳細はこちら→



◆106万円の壁への対応

パート・アルバイトで働く方の、社会保険(厚生年金・健康保険)の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組**を実施する企業に対する**支援を行っています。**

✓ 企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

新たに労働者を社会保険に加入(適用)させる際に、労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げ、労働時間の延長を行った場合、労働者1人あたり最大50万円を助成。

✓ 社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

◆130万円の壁への対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明**することで、**引き続き被扶養者認定が可能となる仕組み**を作りました。

◆配偶者手当への対応

配偶者手当の見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。

配偶者手当の

詳細はこちら→



年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045 (フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15 (土日・祝日・年末年始(12/28~1/3)はご利用いただけません。)

賃金引き上げ特設ページ、最低賃金特設サイトのご案内



このリーフレットに掲載している平均的な賃金額、賃金引き上げ事例、賃金引上げに向けた各種支援策等の情報を掲載しています。

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



最低賃金、中小企業の賃金引き上げを支援する業務改善助成金等の情報を掲載しています。

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>

